

(別紙)

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館庭園管理業務仕様書

この山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館庭園管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館庭園管理業務（以下「業務」という。）の内容を定めるとともに、業務を受託したもの（以下「受託者」という。）が業務を実施する（以下「作業」という。）に際し、遵守しなければならない事項を定める。

1 一般事項

- (1) 業務の名称 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館庭園管理業務
- (2) 業務の場所 岩美郡岩美町牧谷 1794-4（山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館）
- (3) 業務の対象 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館敷地内に生育する樹木、寄植及び芝生

種類		本数及び面積
樹木	高木（高さ 1～2 m）	約 120 m ²
	高木（高さ 2～4 m）	11 本
	低木（寄植）	約 42 m ²
芝生		約 355 m ²

- (4) 業務の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (5) 業務の仕様 仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（令和 5 年度版）」による。

2 基本事項

- (1) 作業に関する各種法令等を遵守し、仕様書に基づいて、誠実、迅速かつ効果的に行うこと。
- (2) 作業実施時には、2 級造園技能士相当の者を現場に常駐させること。
- (3) 高所、敷地内の作業において、執務に支障を与えないようにするとともに、職員、来館者及び作業従事者の安全を確保するための措置を講じること。
- (4) 後片付けを確実にを行い、作業により発生した廃棄物は所定の方法により処分すること。

3 作業範囲

別表図面のとおりとする。ただし、管理上の都合により、その一部を変更する場合がある。

4 作業内容及び使用材料

作業は、下表作業計画に基づいて実施すること。

作業内容		作業計画			使用材料
		実施回数及び予定時期			
		回数	上期	下期	
樹木管理	高木（高さ 1～2m）剪定	年 1 回	○	/	
	高木（高さ 2～4m）剪定	年 1 回	○	/	
	低木（寄植）剪定	年 1 回	○	/	
	樹木消毒	年 1 回	○	/	消毒液 : 70ℓ
	樹木施肥	年 1 回	/	○	油かす : 100 kg
芝生管理	芝生施肥	年 1 回	○	/	(樹木・芝合計)
	除草	年 4 回	○(3 回)	○(1 回)	
	芝刈り	年 4 回	○(3 回)	○(1 回)	

5 作業日時等

作業は、原則、以下の休館日を除いた日の午前9時から午後5時までとし、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の運営に支障が生じないようにすること。

- (1) 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）
- (2) 国民の祝日の翌日（日曜日または休日の場合を除く。）
- (3) 年末年始（12月29日～1月3日）

6 必要経費の負担等

(1) 受託者の負担

- ア 作業に必要な機械器具類及び材料
- イ その他作業に附帯するもの。

(2) 委託者の負担

- ア 作業に必要な電気、水道料金
- イ 駐車場（指定された位置に限る。）

7 提出書類

次の書類をそれぞれの提出期限内に委託者へ提出すること。

(1) 年間作業計画書

受託者は、業務の実施に先立って契約締結後、2の(2)に規定する2級造園技能士相当の者の有資格免状の写しを添えて、速やかに年間作業実施計画書（様式任意）を1部提出し、委託者の承諾を得た後、業務を実施すること。

(2) 作業報告書及び作業写真

受託者は、各作業終了後に作業報告書（様式任意）と作業写真を、原則、作業を終了した日の属する月の末日までに提出し、委託者の検査を受けること。

(3) 業務完了報告書

受託者は、下表の検査区分に規定する期間が到来するごとに、業務完了報告書（仕様書様式1）を、各提出期限内に委託者に提出し、委託者の検査を受けること。

	検査区分	提出期限
令和7年度	上期（4月～同年9月）分	令和7年9月末
	下期（10月～翌年3月）分	令和8年3月末
令和8年度	上期（4月～同年9月）分	令和8年9月末
	下期（10月～翌年3月）分	令和9年3月末
令和9年度	上期（4月～同年9月）分	令和9年9月末
	下期（10月～翌年3月）分	令和10年3月末

8 報告書の履行確認

- (1) 委託者は、7の(2)及び(3)を受理した日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行う。
- (2) 委託者は、前項の規定に基づき検査を行った結果、合格と認めるときは、その旨を受託者に通知しなければならない。

9 業務に対する対価（以下「委託料」という。）の支払等

- (1) 受託者は、委託料を請求する場合は、8の(1)の検査合格後に行うものとする。
- (2) 委託者は、8の(1)の検査を行った結果、委託業務を合格と認めたときは、その日から30日以内に

委託料を受託者に支払う。

- (3) 委託者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受託者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を委託者に請求することができる。

10 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

11 再委託の禁止

- (1) 受託者は、委託者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 委託者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

12 守秘事項等

- (1) 受託者は、本業務における成果物(中間成果物を含む。)を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、委託業務に従事する者並びに11の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 委託者は、受託者が(1)から(3)までの規定に違反し、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

13 目的外使用等の禁止

受託者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

14 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担する。

15 委託業務の調査等

委託者は、必要があると認めるときは、受託者の委託業務の履行状況について調査し、委託者の職員を立ち合わせ、受託者に報告を求めることができる。受託者は、これに従わなければならない。

16 仕様書と委託業務内容が一致しない場合の修補義務

受託者は、委託業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、委託者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

17 事故等発生時の対応義務

- (1) 受託者は、事故等の発生により委託業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を委託者に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について委託者と協議する。

18 損害賠償

受託者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

19 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受託者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受託者は当該部分についての義務の履行を免れ、委託者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

20 違約金

受託者は、1の(4)に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分(受託者が既に本業務を完了した部分のうち、委託者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数1日につき、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額を、違約金として委託者に支払わなければならない。

21 業務の中止

委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の履行を一時中止させることができる。

22 追完請求権

- (1) 委託者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて委託者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の規定により、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、委託者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

23 契約の解除

- (1) 委託者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 委託者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - イ 委託業務を遂行する見込みがないとき又は委託業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - ウ 22の(1)の履行の追完がなされないとき。
 - エ この契約に違反したとき。
- (3) 委託者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - ア 委託業務の履行不能が明らかであるとき。
 - イ 委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 委託業務の一部の履行が不能である場合又は委託業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

エ 1の(4)に規定する業務期間内までに、受注者が委託業務の履行をしないでその時期を経過したとき。

オ このほか、受注者がその債務の履行をせず、委託者が(2)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

カ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ク 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(4) 委託者が(2)及び(3)の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

(5) 委託者は、(1)の規定により契約を解除する場合、契約解除の6ヶ月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、委託者と受注者が協議して定める。

24 賠償の予定

受託者が23の(3)カに該当する行為をしたと委託者が認めたときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、受託者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

25 個人情報の保護

(1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、11の規定により本業務を委託者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

26 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

27 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

28 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議して定める。

(基本的事項)

第1条 受託者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 受託者は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受託者は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 受託者は、業務を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、受託者は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、受託者は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する委託者、受託者間の個人情報の引渡しは、委託者が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 受託者は、業務を行うために委託者から個人情報の引渡しを受けるときは、委託者に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために委託者から引き渡され、又は受託者が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、委託者と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 受託者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る受託者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに委託者に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 委託者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 受託者は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに委託者に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、委託者が別に指示したときは、受託者は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、受託者は、個人情報の廃棄に際し委託者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 受託者は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 受託者は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、委託者の求めに応じて、当該記録の内容を委託者に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 受託者は、委託者が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 委託者は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、受託者（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 受託者の責めに帰すべき事由により、受託者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者又は受託者の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、受託者は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 委託者は、受託者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 受託者が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。